

「野焼き」と「火入れ」は、

届出等の取り扱いが異なります

「野焼き」「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、一部の例外を除き、屋外での廃棄物の焼却(野焼き)は禁止されています。

【「一部の例外」に該当する内容】

- ①農業・林業を営むためにやむを得ないものとして行われる場合
(田んぼの畔焼き、稻わら等の焼却)
- ②風俗慣習上又は宗教上の行事のために必要な場合
(どんど焼き、正月しめ縄・門松のお焚き上げなど)
- ③生活環境に与える影響が軽微である場合
(たき火など)

※「一部の例外」に該当していても周辺住民の方の生活環境への影響が確認された場合には、焼却の中止をお願いすることがあります。

最寄りの消防署へ
「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出が必要です！

【問い合わせ先】
稲敷広域消防本部
龍ヶ崎消防署
TEL 0297-62-5131

【「野焼き(廃棄物の焼却)」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 都市整備部 生活環境課 TEL 0297-64-1111 内線421・427

「火入れ」「森林法」において、森林の周囲1km範囲内の林地・農地等で、土地に生えている立木竹や雑草等を面的に焼却する行為は禁止されています。

ただし、以下の内容に該当する場合に限り、市町村長の許可を得て実施することが可能です。

- 【目的】 ①造林のための地ごしらえ ②開墾準備
③害虫駆除 ④焼畑 ⑤採草地の改良

【面積】 2haまで

【森林との位置関係】 森林から 1km の範囲内

【その他主な留意事項】

- ・火入地の所有者または管理者の承諾が必要です
- ・責任者を定め、申請時には、火入地の周辺現況や防火の設備、防火計画、定められた人数の従事者の配置など必要事項を明示しなければなりません
- ・火入地の周囲 1km の範囲内の立木竹の所有者等に、予め実施内容を通知しなければなりません
- ・火入地の周囲に、幅 5m(風下等の場合は 10m)以上の防火帯を設け、可燃物を除去しなければなりません

市に「火入れ許可申請書」を提出し、許可を得る必要があります！

※「火入れ」は、土地に生えている雑草等を面的に焼却する行為であり、農地で、刈り取った稻わら・もみ殻や残菜等を焼却する行為は「火入れ」には当たりません。

※「火入れ」に当たらない「野焼き」、森林の周囲 1km 範囲外での火入れ行為は、上記欄で示した消防署への「火災とまぎらわしい行為の届出書」の提出のみが必要です。申請書類は、実施予定日の 14 日前までに提出してください。

市は、上記のほか気象状況見通し等の総合的判断から、周囲への延焼のおそれがないと認めた場合に許可証を交付します。詳細についてはお問い合わせください。

【「火入れ」に関するお問い合わせ先】

龍ヶ崎市役所 市民経済部 農業政策課 TEL 0297-64-1111 内線411・412

野焼き・火入れからの延焼火災はさせない！

「屋外での廃棄物の焼却(野焼き)行為は原則、禁止されています！」

やむを得ず焼却行為を行う場合は、届出等が必要

- 法令等で定める「やむを得ない焼却」に該当する場合には、焼却行為が認められますが、法令に基づく届け出や許可申請が必要です。必要となる「火災とまぎらわしい行為の届出」・「火入れ許可申請」については、裏面を確認してください。
- 違法な野焼きや許可を得ない火入れを行うと、**罰則が適用される場合があります。**
 - 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第25条第1項第15号…法律に違反して屋外焼却を行った場合、違反者は5年以下の拘禁刑、もしくは1,000万円(法人は3億円)以下の罰金、またはその両方が科せられます。
 - 「森林法」…法律に違反して火入れを行った場合、20万円以下(保安林の場合30万円以下)、これによって他人の森林を焼燬した者は、30万円以下(保安林の場合50万円以下)の罰金が科せられます。



もみ殻や稻わらの焼却も、「火災とまぎらわしい行為の届出」が必要です。

焼却行為を行う場合の注意事項

- 煙、臭気に対する感じ方は人によって違います。風向きや時間帯に配慮したり、風の強い日には焼却しないなど、周辺住民の方の迷惑になることのないよう十分に留意しましょう。
- 周囲の住宅には声掛けや回覧などでお知らせしましょう。
- 大きな炎にならないよう、狭範囲で小規模な最低限の焼却にしましょう。
- ビニールやプラスチック類、家庭ごみなどが混ざらないよう注意しましょう。
- 延焼防止のため、消火器や水バケツ、スコップなど初期消火ができる消火用具は、必ず準備しましょう。また、完全に消火するまでは、決してその場を離れないでください。



家庭ごみなど混ざらないように！



消火用具を準備！

火災に発展しないよう十分な注意が必要です！

たき火や火入れは火災発生原因の上位になっており、近年特に、全国各地で大規模火災が発生し、大きな被害をもたらしています

龍ヶ崎市は、高い山々がなくとも、市北部の台地に点在する森林のほか、裏山と言われるような林地や寺社仏閣の鎮守の森などが農地や住宅地と混在しています。

乾燥した冬の時期は特に注意が必要です！

【火災予防 に関するお問い合わせ先】

稲敷広域消防本部 龍ヶ崎消防署 予防課 TEL 0297-62-5131

龍ヶ崎市役所 総務部 防災安全課 TEL 0297-64-1111 内線 351